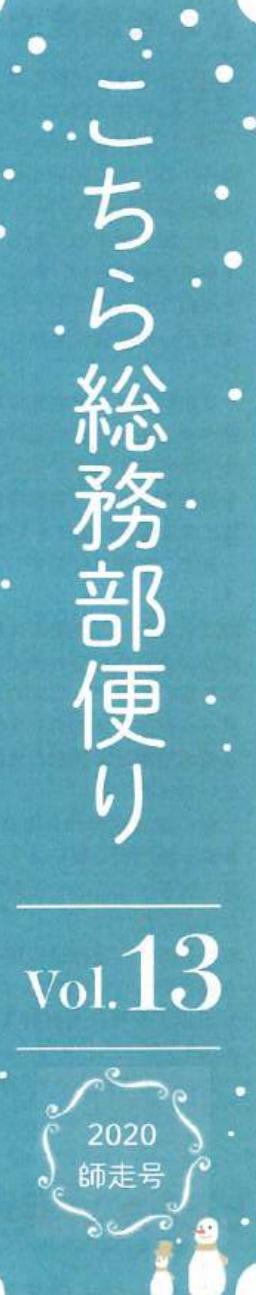
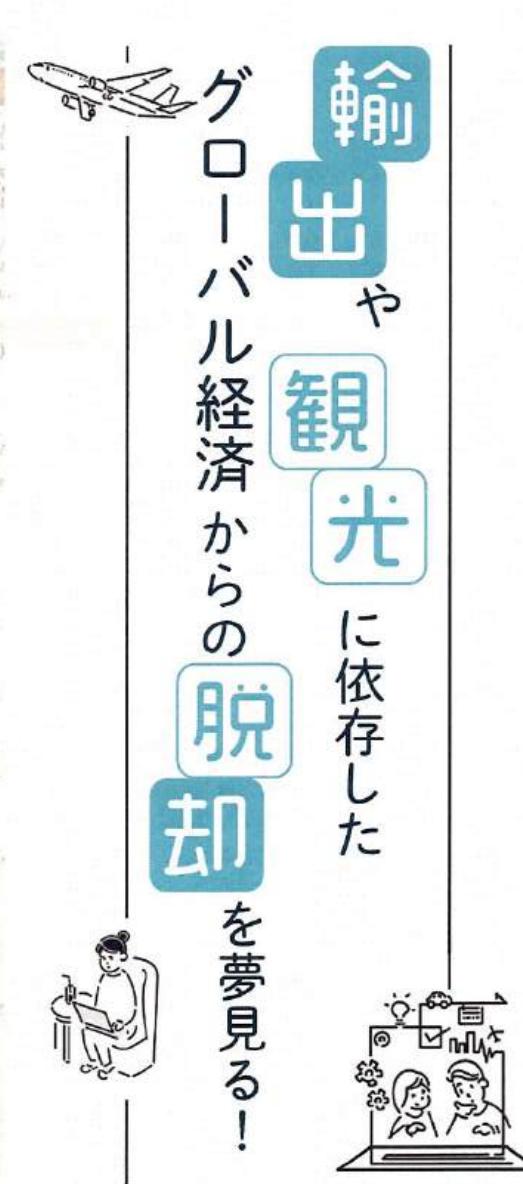


四ヶ所十郎



ベトナムの正月文化①

Xin Chao! シンチャオ！

もうすぐ2020年も終わります。クリスマスが過ぎればもうすぐお正月ですね。日本では新暦で毎年1月1日に正月として新年を祝いますが、ベトナムは旧暦でお正月を祝います。主に1月下旬から2月下旬が旧暦のお正月ですが、旧暦は月の満ち欠けが基準なので、毎年お正月の日が違います。ちなみに、2021年は2月12日が元旦になります。ベトナムで旧正月の間は約1週間前後が祝日となります。毎年ベトナム政府が期間を決めるのですが、2021年の場合は2月10日～21日が祝日です。

今回はベトナム人の私が、ベトナムのお正月（旧正月 - TET - テット）のお祝いの仕方を紹介します。

1. 行事

まず、大晦日
日本では、家の中で静かにテレビを見たり若い者が神社へ行ったりしながら過ごすことが多いと思いますが、ベトナムでは外に出かけて、カウントダウンをしたり花火などを楽しむ事が多いです。特に南部のホーチミンは1月、2月でも暑いので外で過ごす人が多いです。対して、ハノイは旧正月の時期は冬で寒くなるので、家の中で食事をしたり、親戚で集まったりします。

正月前は、正月用品の買い物で街が非常に混み合います。しかし、ベトナムではお正月に桃の花（北部）や黄梅の花（南部）やミカンの木（全国）を飾ったりする風習があるので、花屋さんがフラワーマーケットへ集まって花をたくさん並んでとても華やか景色になります。

そして元旦
元旦の日は日本と同じく、おばあちゃん、おじいちゃんの家に行きます。そこで大勢の親戚が集まり一緒に食事をします。日本と似ていますね。また、お寺に行って初詣をするところも日本と同じです。日本と同じくお年玉の文化もあります。

しかし、日本ではお年玉は子供が大人から貰う物ですが、ベトナムでは、大人が子供にあげるだけでなく働く息子、娘が両親や祖父母に渡したりもします。また、会社の社長や上司、店長などの人達が部下や従業員にお年玉を渡す習慣もあります。これに代わって、お正月前がボーナス給付時期でもあります。お正月の期間は、ほとんどのお店が閉まっています。営業しているのはコンビニとスーパーぐらいです。この時期は旅行も、食事もほとんど楽しめません。なので、旧正月のベトナムの雰囲気を味わいたいのならいいですが、観光目的ならお勧めしません。

まだまだお伝えしたいことがたくさんございますので、次のこちら総務部便りも楽しみにしてください。

令和2年分
年末調整改正 Part.2

④配偶者控除、扶養控除などの合計所得金額の要件が、それぞれ10万円引き上げられました。

扶養親族等の区分	合計所得金額の要件		給与収入金額の要件
	改正前	改正後	
同一生計配偶者・扶養親族	38万円以下	48万円以下	103万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下	150万円以下
配偶者特別控除対象配偶者	38万超え～123万以下	48万超え～133万以下	103万超～201.6万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下	130万円以下

⑤ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除が見直されました。

所得者がひとり親である場合には、ひとり親控除としてその人の総所得金額から35万円を控除することとされました。

※ひとり親とは・・・

現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次に挙げる要件を満たす人をいいます。

* その人と生計を一にする子（所得金額が48万円以下）を有すること。

* 合計所得金額が500万円以下であること。

* その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること



A: その人が住民票に世帯主と記載されている場合には、その人と同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨の他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人

B: その人が住民票に記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨の他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

寡婦（寡夫）控除について次の要件が追加されました。

* 扶養親族を有する寡婦について、合計所得金額が500万円以下であること。

(注) これにより今まで控除を受けられていた人も受けられなくなる場合があります。

* その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。

※寡婦・寡夫やひとり親については、「死別」や「離婚」「未婚」ということで会社の給与担当者の人も「聞きにくい」と感じてる人もいると思いますが、「扶養控除等申告書」のひとり親控除・寡婦（寡夫）控除の欄の確認をして下さい。

*** 北原 ***

事業承継税制って どんな制度なの?

事業承継税制とは、先代経営者から事業の承継を受けた後継者が、将来的に、次の後継者に事業を承継させることができた場合には、本来支払うはずだった相続税(もしくは贈与税)を全額免除してくれる特例です。

例えば、創業者である1代目が、2代目に対して事業承継を行い、将来、2代目が3代目に事業を承継させることができれば、本来2代目が払うはずだった税金を免除してもらえるというわけです。

この制度は、後継者に対して生前贈与で株式を渡すか、相続で株式を渡すか(つまり自分が死ぬまで株式をもっているか)、という2つの渡し方を選択できます。後継者に対して株式を売却(譲渡)する場合には使えません。

また、後継者は必ずしも親族でなくてもOKです。

現経営者から、後継者に株式を承継させてすぐに税金が免除になるわけではなく、その後継者が事業を継続させて、将来的に、次の後継者にバトンタッチができる初めて免除になります。免除になる前の期間は、税金の支払いはあくまで猶予されている状態です。

仮に現経営者から後継者に株式の贈与をして、事業承継税制を使いました。しかし、その後、事業を継続することが困難になり、廃業することになりました。

現経営者から後継者に贈与をした際に発生する贈与税を支払わなければいけなくなります。

しかも!! 利息を付けて払わなければいけません!!

このことを鑑みると、途中で納税することになっ

てしまうリスクは確かにあります。本質的には、事業承継税制を使ったせいで大損するということではなく、本来支払うべきものを払うということになるので、あまり恐れすぎなくても良いと思います。

ただ、お察しの通り、そんな簡単に全額を免除ができるわけではありません。

事業承継税制を受けるための4つの条件

この制度を使うための条件は、条件には大きく、4つの条件があります。

【1】人の条件

まず、この制度は使うためには、先代経営者が満たすべき条件と、後継者が満たすべき条件があります。

先代経営者が満たすべき条件は、①会社の代表取締役を経験したことがあること、次に②贈与(又は相続)の直前に会社の筆頭株主であったこと、そして③贈与時において代表取締役ではないことです。

先代経営者は、過去に代表取締役であった経験があれば、贈与の直前に代表取締役を退任していても問題ありません。またよくあるケースは、代表取締役社長から、取締役会長や相談役になる場合はOKです。

そして後継者が満たすべき条件は、まず①贈与を受ける時に会社の代表取締役になっていること、次に②贈与(又は相続)を受けることにより、会社の筆頭株主になることです。

また、贈与で事業承継税制を受ける場合には、贈与前に3年間継続してその会社の役員である必要

があります。相続で事業承継税制を受ける場合には、相続発生時には代表取締役でなくてもOKですが、相続発生から5ヶ月以内に代表取締役に就任する必要があり、かつ、相続発生時には役員でなければいけません。

【2】会社の条件

次に会社が満たすべき条件です。まず、第一に会社が中小企業者に該当することです。中小企業者とは次の条件を満たす会社をいいます。

人の条件と、会社の条件を満たしていれば、まずはこの制度をスタートさせることが可能です。申請は、その法人が所在する都道府県から認定をもらう必要があります。

【3】スタートしてから5年間の条件

この制度は、スタートしてから5年間、守らなければいけないルールがあります。途中でこのルールを破ってしまった場合には、猶予されていた税金は利息をつけて納めなければいけません。

そのルールのうち、主なものは下記の通りです。

1. 後継者が会社の代表者であり続けること
2. 後継者が会社の株式を保有し続けること
3. 会社の雇用の8割を維持すること

一言でいえば、後継者が5年間社長であり続け、株主であり続け、雇用の8割を守ることです。

※この中で特に重要な条件は、雇用の8割を維持することです。

この点について平成27年に条件が緩和されました。これまでには、8割の判定を毎年判定していましたが、平成27年からは5年間の平均で判断

定することと改められたのです。そしてさらに、平成30年には、「もしこの条件を満たせなくても、経営状況の悪化や正当な理由があればいい」という形で、ただちに打ち切りになるわけではなくなりました。

【4】免除になるための最後の条件

それは次の代に事業承継することです。ここでの事業承継とは、具体的にいうと、この事業承継税を使って株式を贈与すること指します。

もしも、贈与ではなく、株式を誰かに売却する(つまりM&A)のであれば、今まで猶予されていた税金を払わなければいけません。

なお、後継者が次の代に事業承継する前に、後継者が死亡してしまった場合にも、納税は全額免除になります。

最後にデメリットとして毎年の届出書の提出が大変です。

事業承継税制をスタートさせた場合には、そこから5年間は毎年、継続届出書を都道府県と税務署に提出しなければいけません。また、もっと恐いのが、5年経過後の取扱いです。5年間は毎年提出しなければいけないのでですが、5年経過後は3年に1度の提出でよくなります。手続きとしては楽になるのですが、恐いのが失念です。万が一、届出書を提出し忘れた場合には、納税が確定してしまいます。3年に1度だと忘れる可能性があります。なので必ず忘れないような仕組みが必要になります。



詳しくは辻直英まで

ビジョン実現に求められる経営の柔軟性



VUCA(Volatility(不安定性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字)ワールドにおけるビジョン実現の歩みでは、環境変化に合わせて進行方向を調整していくことが必要となります。自まぐるしく変わる経営環境の変化に対応するには、目指す姿の実現に向けて全社を挙げて邁進しながらも、事業環境の変化に直面した際には迅速に計画を見直すことが求められます。

しかし、このような経営を実現できている企業は一握りであり、ビジョン実現に向けた柔軟性が失われている典型的な状況として、以下3点が挙げられます(図1)。自社の状況と照らし、1つでも当てはまる企業は、ポストコロナに向けて企業運営の見直しに取り組む必要があるかもしれません。

図1 ビジョン実現に向けた柔軟性が失われている典型的症状



出所: 三菱総合研究所

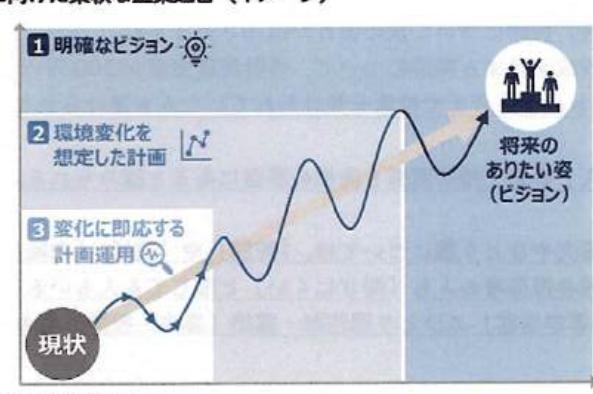
このような企業の多くが目指すビジョンは、いつか実現したい夢にとどまり、実現に向けた取り組みも環境変化に振り回されて後手に回りがちです。また、環境変化に直面した際には、

計画を見直し、経営リソースの配分を変えることができないことが多い。つまり、ビジョンの設定、経営計画の策定、経営計画の運用の間で断絶が発生していると言えます。

安定した事業環境が長く続いているれば、上記のような断絶が存在する企業運営でもうまくいくかもしれません。しかし、今回の新型コロナでは、10年先の変化が前倒しで現実化したと言われるほどの非連続な変化が生じました。ポストコロナの経営環境は新型コロナ発生前とは根本的に状況が異なると捉えるべきでしょう。

新型コロナを契機として、環境変化を前提とした計画を策定し、変化に合わせて随時計画を見直す企業運営を確立してみてはいかがでしょうか(図2)。

図2 ビジョン実現に向けた柔軟な企業運営(イメージ)



出所: 三菱総合研究所

四ヶ所 直樹

利益と キャッシュフローの違い⑩



今回はキャッシュフロー計算書の財務活動キャッシュフローに焦点を置いて説明します。

キャッシュフロー計算書は①営業活動によるキャッシュフロー、②投資活動によるキャッシュフロー、③財務活動によるキャッシュフローの三つに区分されます。

③財務活動によるキャッシュフローは下図のとおりです。(間接法)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	*****
短期借入金の返済による支出	*****
長期借入れによる収入	*****
長期借入金の返済による支出	*****
配当金の支払いによる支出	*****
利息の支払額	*****
財務活動によるキャッシュ・フロー	*****

本業で稼いだキャッシュは営業活動によるキャッシュフローに記載され、本業以外で得たキャッシュは財務活動によるキャッシュフローに記載されます。投資家からの出資などもこの項目になりますが、中小企業の場合はほぼ、金融機関からの借入ではないでしょうか。財務活動によるキャッシュフローがプラスになるケースは、設備投資などのために借入れを行った場合が挙げられます。マイナスのケースは逆に金融機関へ返済を行っている場合です。

借入金の返済原資の基本は本業である営業活動によるキャッシュフローになります。継続的に営業活動によるキャッシュフローがマイナスの場合、赤字体質であるか、過剰な設備投資による非生産性などが挙げられ、マイナスとなっている期間が長期間に渡っていると、資金的に行き詰る可能性があります。

会社のキャッシュが順調に回っているときはキャッシュフロー計算書を意識することはないはずです。ただ、会社のお金の流れ=キャッシュフローをキャッシュフロー計算書の側面より分析し、把握しておくことは必要ではないでしょうか。

~前回~

Happy
Holidays!

